

ID: 1715

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

| | | | |
|---|------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 占用入札を行つた場合における道路の占用の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 道路法 第39条の7第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第180号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第39条の7の規定による。 (占用入札を行つた場合における道路の占用の許可)</p> <p>第39条の7 認定計画提出者は、第39条の5第1項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。</p> <p>3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第39条の3第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。</p> <p>4 道路管理者が第2項の規定により第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第39条第2項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第1項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>5 第39条の5第1項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |